

平成15年11月定例会会議録

1 日時

平成15年11月20日(木) 開会 午後2時00分
閉会 午後2時55分

2 場所

教育委員室

3 出席委員

委員長 村瀬 光一
委員長職務代理者 數野 美つ子
委員 砂田 清子
委員 高木 恒雄
教育長 落合 護

4 出席職員

教育次長 高崎 哲郎
管理部長 松本 泰彦
学校教育部長 坂口 和治
生涯学習部長 石井 英一
生涯学習部次長 阿部 忠弘
管理部参事兼総務課長 瀬上 清司
管理部参事兼財務課長 松本 秀男
学校教育部参事兼学務課長 加藤 嘉美
生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長 野内 修
生涯学習部参事兼文化課長 市原 悟
施設課長 木村 和弘
指導課長 西崎 勝則
社会教育課長 河野辺 則夫
青少年課長 福地 幹夫
市民文化創造館長 南部 擁司
市民文化ホール主幹 平山 茂司
保健体育課長補佐 水野 平吾

5 議題等

議案第39号 船橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第40号 船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第41号 平成16年度船橋市立船橋養護学校高等部第一学年入学者募集要項について

その他 (1) 船橋市立学校の通学指定校変更の取扱いに関する基準の改正について

(2) 船橋市立学校への区域外就学の取扱いに関する基準の改正について

(3) 平成15年度伝統文化こども教室の実施状況について

(4) 開館25周年記念バレエ「くるみ割り人形」開催について

(5) 船橋市青少年相談員40周年記念事業「音楽楽園フェスタ in ふなばし」について

(6) 「歌声ライブ in きらら」について

(7) 「正月用ミニチュア門松飾りづくりに挑戦」について

6 議事の内容

【委員長】 開会宣言 午後2時

定刻になりましたので、ただいまから教育委員会11月定例会を開催いたします。

それでは、前回の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、前回の会議録について承認いたします。

今回の教育委員会定例会の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨1名より申し出がありました。傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【委員長】

傍聴人にお願いがございます。お渡ししました傍聴券の裏面に記載されておりますが、①みだりに傍聴席を離れないこと、②私語、談話、拍手等をしないこと、③議事に批判を加え、または賛否を表明しないこと、④飲食、喫煙等をしないこと、⑤前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、または会議の妨害になるような行為をしないこと、⑥傍聴される方は、すべて係員の指示に従ってください。

以上の傍聴人の遵守事項について、よく守っていただき、傍聴されるようお願い申し上げます。

げます。

それでは、議事に入りますが、議案第39号「船橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」は、市議会に提出されます案件ですので、審議は非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第39号「船橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」は、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項の規定により、審議は非公開といたします。

それでは、議事に入ります。

議案第40号「船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について」学務課、ご説明をお願いします。

【学務課長】

議案第40号「船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。

現在、市立船橋高等学校の非常勤職員といたしまして、授業を担当する非常勤講師及び授業と部活動指導の両方を担当する特別講師を配置いたしております。非常勤職員の職務といたしましては、その専門性をより重視するなどの観点から、特別講師が担当している授業と部活動の指導を分離させまして、授業は非常勤講師に、また、部活動につきましては、新たに専門技能講師を配置いたしまして生徒の指導に当たっていきたくと考えております。今回の改正によりまして、特別講師を廃止いたしまして、その職務を非常勤講師及び専門技能講師に移行することにつきましては、授業の一層の充実を図るとともに、部活動指導者としての人材を広く求めることが可能となりまして、また、すぐれた指導者の確保により、市立船橋高等学校の特色でもあります部活動のさらなる発展が期待されるものと考えております。

以上、よろしくご審議いただきたいと思います。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

【委員】

これは名称だけの変更ですか。講師の報酬や規則等については変更ないのでしょうか。

【学務課長】

今まで非常勤講師、それから特別講師という2つあったわけですが、非常勤講師は授業だけの講師でした。特別講師という方は、授業もやりますし、放課後の教育課程外の部活動の指導者にもなっていた。同じような講師があったんですが、授業だけやる講師と、そうでない講師と2つあったわけですので、それを、授業は授業で、部活動は部活動でとい

うふうに分けた方が、より特色ある学校ができるだろうという考え方です。

それで、報酬の方でございますけれども、非常勤講師は従来のものでございます。専門技能講師の方につきましては、報酬につきましては非常勤講師よりは少額になります。

以上でございます。

【委員】

今の市立船橋高校には特別講師と非常勤講師は何名ぐらい配置していらっしゃるんですか。

【学務課長】

平成10年は特別講師は5名おりました。非常勤講師の授業だけを行う講師が5名でした。それが2年間ほど続きまして、平成12年から特別講師というのが暫減してまいりました。平成11年が5名、平成12年が4名、13年、14年が3名、今年特別講師は2名でございます。それを廃止していきたい。それから非常勤講師につきましては、平成10年を基準といたしますと、5名、5名、7名、6名、7名、今年9名ということでございます。ですから、平成16年度につきましては、これがご了解いただけましたら、特別講師の枠はございません。非常勤講師につきましては9名を予定しております。本年度と同じ内容です。あと、来年度の専門技能講師につきましては3名を予定してございます。種目につきましては、新体操、体操競技、それからバスケットボール、この3部活の専門講師でございます。

【委員長】

ほかにご意見ございませんか。

【委員】

専門分野を担う先生方は部活動で指導されるということでわかりましたが、非常勤講師で授業をなさる先生方というのは、どのような授業をご担当されるのか。また現在どのぐらいの人数がいて、これからどういう方向性で進めていかれるのでしょうか。

【学務課長】

平成15年度の非常勤講師につきましては、国語が2名、理科が1名、体育が1名、英語が2名、商業が3名でございます。これにつきましては、正規教員の方々の授業の持ち時間があるわけでありまして、高等学校の場合は、大体週14から16時間というふう聞いていますが、それ以外にコマ数があるわけですので、その足りない部分をこの非常勤講師の方々をお願いするというところでございます。

【委員長】

よろしいですか。ほかに質問ございませんか。

【各委員】

なし。

【委員長】

きょうの新聞を見ますと、千葉県の上高等学校の統廃合が載ってございまして、銚子市も市立

銚子高校と市立銚子西高校が合併するようなことも書いてありました。市立船橋高校も、ぜひ特色のある魅力ある学校をつくっていただきたいと思います。

それでは、議案第40号「船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について」採決いたします。

異議ございませんか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第40号「船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について」は、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第41号「平成16年度船橋市立船橋養護学校高等部第一学年入学者募集要項について」指導課、ご説明をお願いします。

【指導課長】

「平成16年船橋市立船橋養護学校高等部第一学年入学者募集要項について」ご説明申し上げます。

船橋市立養護学校管理規則第22条の規定により、高等部に入学する生徒の募集及び入学者の選抜方法等について、教育委員会が定めることとしており、船橋市教育委員会組織規則第3条第14号に基づきまして議決いただくものでございます。

内容に関しまして、2点説明をさせていただきます。まず1点目は、昨年度との改善点につきまして申し述べさせていただきます。5番、選考日及び選考時間を、従来、正午までとしておりましたが、16年度からの募集につきまして、午後1時30分まで延長したこと、あわせまして、昼食に係る費用について実費を徴収するところとさせていただきます。また、6番、選考方法の文言を見直し、県立の盲聾養護学校の表現にそろえたこととさせていただきます。

2点目の内容でございますが、5番、選考日及び7番の入学者の発表期日につきましては、従来より公立高等学校並びに盲聾養護学校と同一日になっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【委員長】

ただいまご説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【委員】

選考をするということですが、すべての生徒を受け入れるということですか。

【指導課長】

受検者につきましてはすべて受け入れているところでございます。

【委員長】

他に質問ございませんか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、採決に入ります。

議案第41号「平成16年度船橋市立船橋養護学校高等部第一学年入学者募集要項について」採決いたします。

異議ございませんか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第41号「平成16年度船橋市立船橋養護学校高等部第一学年入学者募集要項について」は、原案どおり可決いたしました。

続きまして、その他「船橋市立学校の通学指定校変更の取扱いに関する基準の改正について」及び「船橋市立学校への区域外就学の取扱いに関する基準の改正について」2件続けて、学務課、ご説明をお願いします。

【学務課長】

それでは、「船橋市立学校の通学指定校変更の取扱いに関する基準の改正について」報告いたします。

平成15年4月1日施行の学校教育法施行規則の一部を改正する政令に伴いまして、就学校変更の際の手續等の透明性を図る観点から、その要件及び手續について明確化し、公表することが義務づけられました。このことから、従来の基準で運用しているもののうち、明文化されていないものにつきましては新基準に明文化し、さらに幾つかの項目について、現状に合ったものに見直しをしたものでございます。資料の中に、その内容が書かれておりますので、細かくここでは申し上げませんが、いわゆる15年4月1日施行に伴いまして明文化した、それから現状に合わせて見直したということでございます。

続きまして、「船橋市立学校への区域外就学の取扱いに関する基準の改正について」でございますが、平成11年1月1日施行の船橋市立学校への区域外就学の取扱いに関する基準を次のとおり改正いたします。

まず1つは、区域外就学申請書の様式番号を通学指定校変更申請書等と区別するために、従来の第1号様式から第4号様式を、第4号様式から第7号様式に様式名を変更することが1点でございます。2番目が申請理由の(3)の教育的配慮に、従来の運用である留守世帯を加えました。3番目は、区域外就学はすべての申請理由において現状を把握する必要がありますことから、許可期限を原則1年間としたわけでございます。2番目は、必要に応じまして申請者居住地教育委員会の副申を必ず添付していただく。このことについては、平成15年12月1日から施行してまいりたいという改正でございます。

以上でございます。

【委員長】

ただいまご説明がございましたけど、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【委員】

根本的な改正はないんですね。ただ事務的な様式の変更だけということ解釈していいのでしょうか。

【学務課長】

様式の変更もでございます。それからあと、これまで留守世帯の問題が非常にクローズアップされていたわけですが、具体的に申し上げますと、ご両親がともに働いていて、おじいちゃん、おばあちゃんが面倒を見てくれるところに入ります。そうすると、自分の居住地よりもおばあちゃんの居住地の方の学区、そこに指定校変更していたわけですが、15年度から市内全校に放課後ルームができ上がりましたので、基本的にはそちらの方に入りますということです。留守世帯の方は、今まで小学校だったら6年間というふうに期限を広げていたんですけども、そういうところも1年ずつで更新をしていくようにいたします。それから、放課後ルームができましたので、従来の保護者の居住地の学校へ通学してもらいたいというような変更のところもございます。様式の変更も当然ございます。

以上でございます。

【委員】

これは弾力的に運用するわけですね。

【学務課長】

そのとおりでございます。弾力化の運用の一部でございます。

もう1つつけ加えさせていただきますと、弾力化で指定された学校よりも居住地から明らかに近い学校がある場合には、そこへ指定校変更という申請が行われます。それが今、弾力化の中で一番大きなところなんです。今問題になっていますのは、弾力化で指定校変更しますけれども、新たに入学したい学校に余裕教室がない限りは認めない。それは普通学級に使用できる教室が3教室以上あることが前提になっています。今そこが非常に問題になっております。去年までは指定校変更ができたA小学校は、今年からはできないというようなところで、今、学務課では、指定校変更制度の運用にあたり保護者の理解を得るのに苦慮している所でございます。

【委員】

わかりました。

【委員】

区域外就学の取扱いに関する基準の改正についてのところの1の(3)で「許可期限を原則1年間とするを加える」というのは、許可期限を、短縮するのですか。

【学務課長】

1年に短縮したということです。と申しますのは、例えば市川と船橋市の市境のところの場合、市川の行政区割りにいるんですが、本来ならば市川の若宮小学校に行かなければいけないんですが、障害を持った子供なものですから、小栗原小学校の方が近いということで区域外就学の申請が上がってまいります。市川市教育委員会と協議をいたしまして、船橋の古和釜小学校でそれを受け入れましょうといったときに、入学のときには1年生ですから、従来は、基本的には6年生卒業するまでという形だったんですね。区域外就学ですから、基本的には行政区割りの中で、そのお子さんを受け入れて、義務教育をしていくのが当然なわけですので、1年1年申請していただくということでございます。

【委員長】

よろしいですか。

【委員】

はい。

【委員長】

続きまして、「平成15年度伝統文化こども教室の実施状況について」文化課、ご説明をお願いします。

【文化課長】

15年度の伝統文化こども教室の実施につきましては、文化庁から委嘱を受けて財団法人伝統文化活性化国民協会が主催して行うものでございます。申請者の要件としましては、社団法人、財団法人、NPO法人、地方公共団体、要件を満たす任意団体となっております。実施期間につきましては、平成15年7月から16年3月までの15年度ということで対象となります。今回、手を挙げた団体が、ここに書かれておりますけれども、1次採択が7月7日までに申し込んだ団体でございます。それから、2次採択というのは10月3日までに申し込んだ団体ということで許可になっております。

以上でございます。

【委員長】

ただいまご説明がありましたが、何かご意見、ご質問がございますでしょうか。

【委員】

これはこの団体の方々の自主運営で、この事業が行われるのですね。資金援助等、経済的な側面はどういう方式でやるのでしょうか。

【文化課長】

経費につきましては、指導者への謝金でありますとか、会場の借上料、教材費等がありますので、その分をこの伝統文化の協会の方が負担するということになっています。

【委員】

子供たちは無料で参加するんですね。

【文化課長】

そうです。子供たちは無料ということになります。

【委員長】

ほかに何かございませんか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして、「開館25周年記念バレエ『くるみ割り人形』開催」につきまして、市民文化ホール、ご説明をお願いします。

【市民文化ホール】

お手元にごございますバレエ「くるみ割り人形」のチラシをごらんいただきながら、公演のご案内をさせていただくものでございます。

文化ホールは昭和53年7月に開館いたしまして、ことしで25周年を迎え、各種の記念事業を実施しているところでございます。7月には市民合唱団の皆さんに参加していただきガラコンサートを実施いたしました。また、11月には10年ぶりに郷土芸能祭を実施いたしまして、多くの市民の皆さんに鑑賞していただきました。バレエ「くるみ割り人形」は開館20周年を迎えた平成10年12月に船橋在住の野口芳久氏の指揮、演出も本市在住の横井亜紀先生、演奏は船橋ジュニアオーケストラで実施いたしまして好評を博したところでございます。今回は、指揮者にバレエ音楽の第一人者であります福田一雄氏を迎え、演出は前回同様横井亜紀先生、管弦楽はプロオーケストラでございますニューフィルハーモニーオーケストラ千葉、そして船橋市芸術舞踊協会の全面的な協力を得まして実施するものでございます。また、合唱には市場小学校の児童31名の皆さんが参加してくださいます。バレエはオペラと同様、公演には多額の費用がかかります。今回の公演に際しましては、財団法人地域創造と千葉県から助成を受けることができ、実施の運びとなりました。現在、バレエの皆さんは横井先生の厳しい指導のもと、熱心に練習に励んでおります。「くるみ割り人形」は、12月にふさわしい、親子で楽しんでいただける作品となっております。市民の皆さんはもとより、委員長を初め委員の皆様方にもぜひごらんいただきたく、公演のご案内をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

【委員】

チケットの売れ行きはいかがですか。

【市民文化ホール】

2回公演がございますけれども、1回目が、現在約80%、2回目が約65%となっております。

【委員】

オーケストラボックスは前列のところの方が下がるのでしたよね。

【市民文化ホール】

座席の1列目から3列目まで下がりまして、ここがオーケストラピットとなります。

【委員長】

ぜひ成功されることを祈っております。時間があれば、ぜひ行きたいと思います。

続きまして、『歌声ライブ in きらら』について文化創造館、ご説明をお願いします。

【市民文化創造館館長】

「歌声ライブ in きらら」の文化事業についてご案内を申し上げます。

歌声喫茶と申しますと、青春を重ねて大変懐かしくお感じになる世代の方もいらっしゃると思うんですが、昭和30年代に歌声喫茶は全国的に非常に爆発的なブームになりまして、1つのたまり場として、社会文化現象として大変懐かしい世代の方々がたくさんいらっしゃるかと思います。今回、「歌声喫茶『火』の青春」という本をお書きになった丸山明日果さんをお招きいたしまして、歌声ということ 키워ドにしながら世代間交流事業をしようじゃないかというのが今回の趣旨でございます。中身につきましては、ご案内のとおり、歌声喫茶の再現コーナーでございますとか、「歌声喫茶『灯』の青春」の著者である丸山明日果さんによるトークでございますとか、現在の若者が歌声をどのように再現するかということになると思います。

これが2部でございますが、その前の1部につきましては、異世代・異文化交流トークセッションということで、しゃべり場、語り場をやりたいという企画でございます。奄美出身の歌手でいらっしゃいます福永幸平さんという方はNHK教育テレビの「真剣10代しゃべり場」に出演されている方でございます。今、女流監督で大変注目されている河瀬直美監督の「沙羅双樹」という映画に初めて出演なさって、まだ21歳の若い方ですけれども、この方にも来ていただいて三線（さんしん）を弾いて歌っていただくとか、民族楽器のミナクというバンドに来ていただいて一緒に歌うとかいうふうな、ゲストの方もそろえて12月21日に当館の文化振興事業として開催するものです。なお、参加費は無料でございますが、お茶菓子代として300円ご負担いただきます。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。ただいまご説明がありましたけれども、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

【委員】

歌声喫茶というのは、私などの年代は、本当に田舎から出てくる目的が新宿の灯だったりしたんですね。ですから、懐かしいというふうに見たんですが、これはお申し込みとかするのでしょうか。

【市民文化創造館館長】

お電話でお申し込みをいただければ大変ありがたいと思います。広報ふなばしにご案内しておりまして、既に50名ほどの申し込みがございます。お茶菓子とかの用意の関係上、事前に人数を言っていただければ結構でございます。

【委員】

定員は200名ですか。

【市民文化創造館館長】

はい、そうです。

【委員長】

ほかによろしいですか。きらら創造館ができて、いろんな斬新なイベントを本当に安く、ただで会員のライブですとか、いろんなのをして、非常に好評でよかったなと思います。これからも頑張っていたきたいと思います。

それでは、次にいきます。

続きまして、「船橋市青少年相談員40周年記念事業『音楽楽園フェスタ in ふなばし』について」青少年課、ご説明をお願いします。

【青少年課長】

青少年相談員制度が発足しまして、ことしでちょうど40周年となります。それを記念いたしまして、12月23日、市民文化ホールにおきまして記念式典、その後、一般公募により選ばれました10組のアマチュア音楽グループによる演奏会を行うというものでございます。ご都合がございましたら、ぜひご出席いただければと思っております。

以上でございます。

【委員長】

何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】

2時半からは「音楽楽園フェスタ in ふなばし」という音楽の事業があるんですが、どのようにPRされているのですか。

【青少年課長】

広報ふなばし等によりPRしております。無料で入場できまして、また会場内は自由席ですので、皆さんにぜひおいでいただければと思っております。

【委員】

無料で、一般市民の方々に呼びかけをして動員を図るという事業なのですね。

【委員】

資料裏面の「2名様まで入場できます」という、このはがきはどこにあるんですか。

【青少年課長】

これは案内ということで、演奏会に出席するバンドの方たちに配ったものでございます。

【委員長】

ぜひお手すきの方は参加していただきたいと思います。

続きまして、『正月用ミニチュア門松飾りづくりに挑戦』について」生涯学習部、説明をお願いします。

【生涯学習部長】

この事業につきましては八木が谷公民館の事業ですけれども、この事業は平成13年度から実施されております。毎回非常に好評で今年も12月25日に行いたいと思っております。このつくり方なんですけれども、スチール缶をもとにしまして、その中に竹やいろんなものを挿していってつくり上げる。講師は海神に在住しておりますわら細工研究家の方をお願いしております。定員30名で、費用1,300円で実施したいと思っております。

また、先日、教育長と話しましたところ、大きい門松をつかって市役所の玄関前に飾ったらどうかということで、公民館と打ち合わせをしてすすめていきたいと思います。

以上でございます。

【委員】

これはもう何年も前からやっていたらっしゃるのですか。

【生涯学習部長】

平成13年から3年目です。

【委員】

いつも30人の定員は達しているのですか。

【生涯学習部長】

はい、そうです。

【委員】

これは30名しか参加できないのですか。

【生涯学習部長】

それ以上多いと指導が難しいということでございます。

【委員】

5年ぐらいたったら、今度は習いに来ている人が指導者になってやってもらうような形ならいいかもしれないですね。

ほかに何かご意見、ご質問ございませんか。

【各委員】

なし。

【委員長】

ありがとうございました。

続きまして、議案第39号「船橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」審議いたしますので、傍聴の方は退場をお願いいたします。また、教育長は自己に関する議案ですので、ご退場をお願いします。

(教育長・傍聴人退場)

議案第39号「船橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」総務課長より説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

教育長、傍聴人を入場させてください。

(教育長・傍聴人入場)

【委員長】

本日予定していました議案等の審議は終了いたしました。

各委員より何かございますでしょうか。

【委員】

保護者の方たちと話す機会がありまして、その時にいろいろと意見がありました。そのうちの1つで、お聞きしたいことは、「若い教師に多いのですが、同じクラスの中で、一部の女子生徒に対しては『〇〇ちゃん』となれなれしく呼び、他の女子生徒に対しては、『おい、〇〇』とか、『△△』とかいう名字で呼び捨てにして、呼び捨てにされた生徒は非常に傷ついている」こういう場合は先生方にどのように指導をしたらいいのでしょうか。

【学校教育部長】

教員の指導というのはいろいろあるんですけども、教師と子供という関係の中で学校生活は成り立っているのが基本です。そういう中で、子供たちの人権ということも大事にしながら、公平に子供たちと対応していく、これが大原則です。そういう面にあっては、その保護者の方が学校にご相談されたかどうかわかりませんが、そういうところを学校にもお話しされて、学校は改善をしていくというのは当然でございますので、その辺のところは大事ではないかなと思います。

【委員】

全生徒に対して同じように接するということですよ。

【学校教育部長】

名前の呼び方は先生によっていろいろあると思うんですけども、例えば「何々君」とか、「何々さん」というのが基本であるんですけども、人間関係が深くて、親しみという中で「何々ちゃん」とか、時には「おい」と呼ぶ場合もあるかもしれません。ただ、それはやはり公平に見たときに、保護者にとっても子供にとっても、どういうふうにとめるところかというところがありますので、その辺は学校も考えていかなければいけないのではないかなと思います。

【委員】

これは先生方で意思統一しなければなりませんね。その件につきましてはわかりました。

それから、子供が学校の先生の対応等に関し、家に帰ってお父さんとかお母さんに、不満を漏らす。そうすると、親がその事柄において、そのことを娘が言っているけど直してくれないかというようなことを先生のところへ言いに行くと、今度は先生が、その子供に非常につらく当たる。すると、子供はもうそういうことを親に言わないことになってしまうというようなこと。これは船橋のどこかの小学校らしいですけど、そういう話題があったということなんですが、実際問題ふだんどのように対応しているんですか。

【教育次長】

7月のこの定例会のときにも触れさせていただいた件なんですけれども、今、教育委員会といたしましては、小中の校長会の三役、それと同時にPTA連合会の三役の方と定期的にフリートキングをやっております。その時に、PTA連合会の方からも、それに似たようなことも聞いているのが状況です。そういう場合どうするかというと、やはり校長会の皆さんと、そしてまた該当の校長さん方に、そんな事実があるんだということを連絡します。そして、お互いに傷つかないように、また改善できるように、そして子供がいつも楽しく学校に行って帰られるような状況を教育委員会としては設定しているのが現状でございます。ですから、今、委員さんが言われたようなことは一切ないとして私たちは考えている。ですけれども、そういうふうなことについて少しずつ不協和音が出てきているとなると、早急にそれに対応しているというのが現状です。

【委員】

わかりました。そうかといって、子供たちに腫れ物にさわるような扱いも、これもまたよくないですけどね。その辺は先生方は大変ご苦労だと思いますがよろしくおねがいします。

【委員長】

その辺につきましては大変難しいと思いますので、ぜひ子供たちの指導をよろしく願いたいと思います。また、最近、千葉県の教職員で、本市じゃないですけども、いろんな新聞をにぎわせていますので、ぜひ他人事と思わず、気を引き締めて指導していただきたいと思います。

それでは、これで教育委員会11月定例会を閉会いたします。

閉会宣言 午後2時55分